

## 鉦害賠償法の指向的傾向：責任の分散・担保の発展 を中心として

徳本, 鎮  
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/1348>

---

出版情報：法政研究. 25 (2/4), pp.209-224, 1959-03-05. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

# 鉦害賠償法の指向的傾向

—責任の分散・担保の発展を中心として—

徳 本 鎮

- 一 はし が き
- 二 原則法上の責任の分散・担保
- 三 特別法上の責任の分散・担保
- 四 鉦害賠償法の指向的特徴

## 一 はし が き

一 「過失なければ責任なし」、あるいは「賠償義務を生ぜしめるものは損害にあらざして過失なり」<sup>(一)</sup>によって表現される過失責任は、ながい間個人の自由の限界づけ、ないしは、その確保として近代不法行為法上の原則とされてきた。<sup>(二)</sup>しかし、今日、近代的大企業のもたらす不可避的な損害は、この原則の修正を余儀なくし、いわゆる無過失責任の理論、ないし立法が、伝統的な過失責任と並んで損害賠償法の一分野を形成しつつあるところとなっている。<sup>(三)</sup>

ところで損害賠償法の新たな分野を形成するものとしての企業損害に対する無過失責任をめぐって提起される課題の一つは、その損害填補における企業者の責任の分散、ないし担保の問題であろう。すなわち、過失責任と異なって無過失の場合にも責任を認められることとなる、この原則のもとでは、企業者は予期しない損害の負担によつて

らされる企業活動阻害の危険を除去するために、また、被害者は、この原則の本来の目的ともいえる損害填補のより完全な実現のために、それぞれ責任の分散、および担保を要求せざるを得ないからである。かくて、無過失責任における責任の分散・担保の問題は、その理論とともに提起され、また発展してきているわけであるが、またさらに、個々の企業損害賠償立法を取り上げた場合、その立法における以上の責任の分散・担保の在り方は、現実的には、むしろ、それらを成立せしめている各賠償法の性格を決定する重要な要素の一つとなっているようにも思える。

二 本稿は、鉱害賠償制度が、わが国において数少くない企業損害賠償立法の一つであること、また右の意味で取り上げられる責任の分散・担保の点についても、賠償方法との関係において主として特別法を通じてではあるが、他の類似の制度に比較して、きわめて特徴的な発展をしているように思えることなどから、以下、特に、この制度における責任の分散・担保の面に焦点を当てることにより、企業損害賠償法としての、そして原則・特別両法の上に秩序づけられる鉱害賠償法の特徴、および、その特徴にみられる指向的な傾向などについて概観してみたいと思う。

なお、現在、鉱業損害の大部分は石炭採掘に伴うものであり、したがって、本稿も、おもに石炭鉱害について検討することとしたい。

(一) R. Ihering, Schuldmoment im röm. Privatrecht, S. 40.

(二) たんぼげ' Protokolle der Kommission für die zweite Lesung des Entwurfs des Bürgerlichen Gesetzbuchs, Bd. II. S. 568 f.

(三) たとえば、岡松参太郎「無過失損害賠償責任論」四七頁以下の各理論、ないし立法例など。最近の立法については加藤一郎「不法行為」(法律学全集)一五頁など。なお石本雅男「抽象的違法行為概念」(末川先生還暦記念論文集)五一頁以下参照。

(四) たんぼげ' M. Rümelin, Schadensersatz ohne Verschulden, 1910, S. 32 f.; R. Müller-Erbach, Gefährdungs

haftung und Gefährtragung, 1912, S. 43f. など、わが国においても末弘嚴太郎「無過失賠償責任と責任分散制度」(民法雑記帳)一九八頁、我妻榮「損害賠償理論に於ける具体的衡平主義」(法學志林二四卷)三七三頁以下、平野義太郎「損害賠償理論の發展」(牧野先生還曆記念論文集)一〇一頁などがあり、最近では、保険との関係により、この問題を解決しようとする試みが多く、たとえば、A. A. Ehrenzweig, Trends toward an Enterprise Liability for Insurable Loss Negligence Without fault, P. 40. などは注目されてよいであろう。

## 二 原則法上の責任の分散・担保

一 「はしがき」にも触れるように、鉦害賠償における責任の分散・担保の發展は、賠償方法との関係において主として特別法、すなわち、後述のプール資金鉦害復旧制度(昭和二三年四月九日閣議決定)、特別鉦害復旧臨時措置法(昭和二五年法)および実質的には、これら二制度の發展的形態としてとらえられる臨時石炭鉦害復旧法(昭和三〇年法)などの各特別法を通じてであるが、これらの各特別法の、責任の分散・担保の考察を試みるまえに、まず以上の特別法の内容、ないし成立過程を、さらによく理解するために鉦害賠償の原則法である鉦業法上の損害賠償について、その責任の分散・担保の点を考察する必要がある。

各国において鉦業損害に対する無過失賠償法が立法化されたのは、その他の企業損害に比して必ずしも遅い方ではなく、すでに一九世紀の中葉において見られるところである。たとえば、一八六五年のプロイセン鉦業法、一八六八年のザクセン鉦業法、あるいはフランス、イギリスにおけるその点についての判例法などが、これである。(四)そして、これら各国の賠償法は、立法により、あるいは判例法によるなど、その成立は異なるが、ともに産業革命後の鉦業、そして直接には石炭鉦業の發展に伴い立法化されたものである。(五)つまり、近代企業としての鉦業が不可避的に惹起する

鉱業損害は、その損害填補をめぐり、企業者の無過失賠償責任を立法化させるに至るのである。

また、本稿が直接取りあげようとしている鉱害賠償責任の分散・担保についても、それぞれ内容の異なることはもちろんであるが、これまた各国法とも考慮し、さらにその後の立法により発展されているところである。そのうちの、たとえば、サクセン鉱業法における鉱害賠償金庫の制度、<sup>(六)</sup>一九〇四年の特別法によるプロイセン鉱業法上の復旧制度、<sup>(七)</sup>また、意味は異なるが一九三八年の石炭法、一九四六年の石炭産業国有化法によるイギリスにおける国家賠償的な制度などは、ともに注目されてよいところのものである。<sup>(八)</sup>

わが国における鉱業賠償制度化の過程も、ほとんど右と同様といえよう。<sup>(九)</sup>そして、現行法（昭和二五年法）<sup>(一〇)</sup>に至るまでの昭和一四年の鉱害賠償制度<sup>(一一)</sup>は、わが法制中に現われた最初の、企業外無過失損害賠償の制度でもあった。また、賠償制度の成立以後、今日に至るまで、わが国においても各国の場合と同様、この制度について多くの改正、ないし発展をみるわけであるが、特に、そのいちぢるしいものは、主として戦後における責任の分散・担保の面についての修正、ないし発展であった。したがってまた、その点の発展を眺めようとする本稿は、同時に、わが国の鉱害賠償制度の発展過程を考察することにもなるわけである。

二 ところで、以上から無過失責任を原則とする<sup>(一〇)</sup>こととなる現行鉱業法上の賠償責任の分散・担保の制度はいかなるものであろうか。以下、その点について検討してみたいと思う。

現行鉱業法において、責任の分散・担保の制度をなしているものは、第一一七条以下第一二一条に規定される担保の供託制度である。そして、この制度は、賠償責任の点と同様、旧鉱業法の制度を殆んどそのまま採用したものである。<sup>(一一)</sup>そこで、いま、この担保の供託制度について、その内容を見ると、ほぼ次の三点を指摘することができよう。すなわち、鉱業を経営する鉱業権者・租鉱権者は、原則として当該鉱区、または租鉱区における損害の賠償を担保す

るために、前年中に掘採した鉱物の量に依じて毎年一定額の金銭を供託しなければならぬ(七条)、被害者は、賠償担保のために供託された金銭について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する(八条)、および鉱業権者、租鉱権者は、損害を賠償したとき、または鉱業権、租鉱権の消滅の後一定期間損害の発生しないときには、供託金を取り戻すことができる(九条)、の点である(二二)。

そこで、以上の要点から成立している現行法上の担保の供託制度であるが、右の内容からも理解されるように、その骨子とするところは、鉱業権者、租鉱権者は、企業の損害賠償の担保のために一定金額を供託しなければならず、また、被害者は、その供託金について優先弁済を受ける権利を有することである。つまり、鉱害のような企業活動にともなうて、いわば必然的に惹起される損害の賠償については、民法上の一般不法行為における損害の賠償とは異なつて、そこに新しい担保の供託といふ損害填補の在り方をうみだすに至るわけであり、したがつてまた、この点は、鉱害賠償の企業損害賠償としての特徴を示していることにもなるのである(二三)。このように現行法上の賠償担保の供託制度が、賠償責任の点とともに、企業損害賠償としての特徴を示しているものの、反面、「はしがき」にも述べる企業責任の分散・担保の制度としては、なお、かなり不充分なものであることは否定されないように思える。すなわち前述のように、この制度においては、被害者は供託金について優先弁済権があるから、まず責任の担保の面はともかくとしても、責任の分散の面についていえば、この制度は、なんら規定するところがないからである。たとえば、この制度のもとで企業者が、賠償担保のために供託をすることは当然であるが、その供託も、ただ当該鉱区または租鉱区に関する賠償を担保するためにのみなされるのであつて、したがつて、ここでは、一般的に産出鉱物の販売価格を通じていう意味ならともかく、他の類似損害賠償立法におけるように、直接同種危険を有する企業者間での責任の分散というようなことは、なんら考慮なされていないのである。そのことは、この制度が、たんに損害を賠償した場合

のみならず、さらに鉷業権、租鉷権が消滅して一定期間損害が発生しなかった場合にも、企業者に、供託金の返還請求を認めていることから容易に明らかなることであろう。しかも、以上のような責任の分散についての現行法の在り方は、たんに、その不備を示すだけでなく、同時に、さらに責任の担保の面にも影響することはいうまでもあるまい。すなわち、ただ一企業者の賠償担保のみを内容とすることとなる、この制度のもとでは、かなり、なんらかの理由により、企業者が担保金の供託を怠っていた場合には、それは被害者にとって無担保の状態に等しく、つまり、その場合の被害者の有する優先弁済の請求権は、事実上、無意味とならざるを得ないからである。

以上、現行法上の担保の供託制度を考察したわけであるが、それによって明らかにされたことは、この制度が、鉷害賠償の企業損害賠償としての一つの特徴を示しているもの、しかし、企業者は過大な損害の負担によってもたらされる企業活動障害を除去するために、また、被害者は本来の目的ともいえる損失填補のより完全な実現のために、それぞれ要求するところの企業損害における責任の分散・担保の制度としては、かなり不備(二五)なものといふことである。そして、さらに、その不備を助長し、やがて、その修正、ないし発展の重要な契起となるものに賠償方法の問題があるわけであるが、しかし、この問題は、直接、特別法による責任の分散・担保とも関連するところのものであれば次に節をあらためて取り上げることとしたい。

(一) M. Müller-Erbach, a. a. O. S. 36f.

(二) C. Voelkel, Grundzüge des Bergrechts unter besonderer Berücksichtigung des Bergrechts Preussens, S. 135.

(三) G. H. Wahle, Das Allgemeine Berggesetz für das Königreich Sachsen, S. 293.

(四) たぐえん、L. Agullon, Législation des Mines en France, P.325., J. Salmond, On the Law of Torts, 1952,

P. 247.

- (五) R. Müller-Erzbach, a. a. O. S. 270 f.
- (六) G. H. Wahle, a. a. O. S. 297 f.
- (七) Gesetz betreffend Bildung einer Genossenschaft zur Regelung der Vorflut und zur Abwässerreinigung im Emschergebiete vom 14. Juli, 1904.
- (八) Coal Industry Nationalization Act における第四八条参照。
- (九) 拙著「農地の鉱害賠償」(法学理論編)一七頁以下参照。
- (一〇) 拙稿「鉱害賠償責任の一考察」(九州大学法学部創立三十週年記念論文集)四八二頁以下参照。なお最近のアメリカ法における鉱害賠償責任はネグリゼンスとして考察されているが注目されよう (H. S. Daggett, Forth Annual Institute on Mineral Law, 1956, P. 16.)。
- (一一) 旧鉱業法では、石炭鉱害で土地の掘さくによる損害に限定していた点が異なる(加藤・上村・小林「鉱業関係法」二二三頁参照)。
- (一二) 平田慶吉「鉱害賠償規定の制定」(法律時報一一卷三号)九頁参照。
- (一三) 我妻栄「鉱業法改正案における私法問題(私法五号)八四頁参照。
- (一四) たとえば、前掲の自動車損害賠償保障法、あるいは立場は異なるが労働者災害補償保険法などが考えられる(加藤・前掲書四四頁、我妻栄「自動車損害賠償保障法について」〔比較法研究一三号〕一二頁、伊沢考平「保険法」〔現代法学全書〕四一〇頁各参照。
- (一五) この点、鉱害金庫の財産は各鉱業権者からの釀金としている前述のザクセン鉱業法の場合(G. H. Wahle, a. a. O. S. 296 f.)を注目すべきであろう。また、現行法の場合、供託違反者に対する第一二〇条の行政規定がありながら、あまり活用されていないように思える。



## 三 特別法上の責任の分散・担保

一 鉱業法の責任の分散・担保の不備を、さらに助長し、また特別法によるそれへと発展させる直接の契起となるのは賠償方法の問題である。現行の鉱業法における賠償方法は、原則として金銭賠償であり、例外的に原状回復を認める(二条)。しかし、農地、家屋、井水などを主たる被害物件とする鉱害においては、その被害物件の特殊性から、金銭賠償方法による適正賠償は、かなり困難といわねばならない。たとえば、農地を例にとると、農地を侵害されることによる損害をいかに算定するかは、わが国の農業経営の実体からみて、なかなか容易なことではないのである。(一)

同じことは、家屋、井水についてもいえよう。そして、被害物件の特殊性による損害算定のむつかしさは、おうおうに被害者にとって不利な賠償となることが少くないわけであり、その結果、ここに金銭賠償に代る原状回復方法による鉱害の賠償が課題となってくるのである。そして、この鉱害賠償方法における金銭賠償か、原状回復かの問題は、なにも近時に始まったわけではなく、すでに鉱害賠償制度の成立過程から問題としてきた事柄でもある。(三)

しかし、被害者の要求でもあり、また賠償理論のうえからも是認されるべき原状回復方法の原則化が、なぜ、ながい間鉱害賠償において実現されなかったかといえ、それは次のような金銭賠償と原状回復との矛盾、および、それに対する立法者の考慮からであつた。すなわち、金銭賠償と原状回復とは、その発展過程からも理解されるように、損害填補の経済的効用の面では両者は同一のことを目的としているわけである。(五)

しかし、もともと異なつた考え方にもとづく両者は、たとえば農地鉱害の場合であると、同一被害物件について、現状ではほとんどの場合、金銭賠償費よりも原状回復費の方が、かなり高いという事実となつて現われる。そして、通説・判例のように対価賠償をもつて金銭賠償における具体的損害算定の基礎とする場合には、なおさらのことといえよう。そこで、このような両方法の矛盾を

前提として、原状回復を原則化することは、企業者にとって金銭賠償によるよりも過大な支出の負担となり、また、そのことによりもたらされるであろう企業活動阻害の危険性に対する立法者の考慮は、結局、昭和二五年の改正鉱業法においても、原状回復の原則化を阻止してきたわけである。<sup>(七)</sup>

そこで、以下述べたような鉱害賠償方法における金銭賠償から原状回復への要求、また金銭賠償と原状回復との支出の面における矛盾は、原状回復への要求が強くなればなる程、鉱業法上の責任の分散・担保の制度について、その不備を助長せざるを得ないわけであって、さらに、その要求が実現の過程に至った場合、鉱業法上の責任の分散・担保の制度は、実質的に、その修正を余儀なくされ、新しい制度へと発展してゆかざるを得ないわけである。したがってまた、鉱害賠償方法における金銭賠償から原状回復への過程は、賠償責任の分散・担保の発展の過程でもあるわけである。

二 ところで、鉱害賠償方法における金銭賠償から原状回復への過程は、厳密な意味では昭和二七年の臨時石炭鉱害復旧法の成立によってであつた。しかし、この法律の以前においても、後述のように特殊な目的のためではあるが、すでに実質的には原状回復を実現し、また、直接には、この法律の母体をなしたともいえる昭和二三年のプール資金鉱害復旧制度<sup>(八)</sup>、および昭和二五年の特別鉱害復旧臨時措置法があるので、それら二制度についてもまた、その責任の分散・担保の在り方に、直接には復旧資金の構成について触れる必要がある。

プール資金鉱害復旧制度、および特別鉱害復旧臨時措置法の二制度は、いずれも、いわば第二次大戦の落し子といえるものである。すなわち、大戦中の戦争目的達成のための強制的な石炭の乱掘は、いちぢるしい鉱害の拡大を見るわけであるが、戦後、急速にその処理が問題化され、その処理の措置が、この二制度であつたからである。

そこで、まず、そのうちのプール資金鉱害復旧制度であるが、この制度は、法律に基づくものではなく、当時の閣

議決定により実施された文字通りの応急措置で、したがって内容も、きわめて簡単なものであつた。そして、この制度における復旧資金は、当時が石炭の統制時代であつたから、配炭公団の石炭買取り価格に鉱害復旧費をおりこむという方法により解決したのである。したがってまた、この制度は、昭和二四年の石炭価格の統制撤廃に伴う配炭公団の廃止により、実施不可能となり、まもなく次の特別鉱害復旧臨時措置法にとつて代わるわけでもある。<sup>(五)</sup>

昭和二五年の特別鉱害復旧臨時措置法は、右に述べたようにプール資金復旧制度の実質的な延長であつて、すなわち、その目的とするところは、大平洋戦争遂行のための緊急な国の要請に基く石炭増産のために生じた鉱害を復旧することであつた<sup>(特一条)</sup><sub>(三條)</sub>。そして、この法律において復旧資金の点について特に注目されることは、統制価格の廃止による復旧資金のプールが不可能となつたことによる新たな方法に基づく復旧資金を現出させていることである。

そこで、この法律における新たな復旧資金であるが、それは、ほゞ次のようなものといえよう。すなわち、原則として復旧工事に要する資金は、国の公共事業費または行政部費によつて支弁されるもの、地方公共団体が負担するものを除いては、特別会計が負担する<sup>(特二)</sup><sub>(三條)</sub>、そして、特別会計が負担する費用に充てるため、関係鉱業権者は一定の納付金を国庫に納入しなければならぬとするものである<sup>(特二)</sup><sub>(四條)</sub>。つまり、結論的にいえば、この法律における復旧資金の在り方は、原則として、国費、地方費、および関係鉱業権者の納付金とによつて構成されることとなるのであり、そして、いわば戦災处理的な、この法律の目的は、強制的な納付金の納入、および大巾な国費の支出を可能と<sup>(特二)</sup><sub>(四條)</sub>しているわけでもある<sup>(特二)</sup><sub>(四條)</sub>。<sup>(三)</sup><sub>(二九條)</sub>

三 ところで、石炭の統制廃止によるためではあるが、特別鉱害復旧臨時措置法におけるような国費、地方費、および関係鉱業権者の納付金とで構成される復旧資金という新たな鉱害処理の構想は、被害者の原状回復の要求ともあいまって、やがて、その形を変えることにより戦争目的達成のための鉱害の復旧ではなく、それ以外の一般鉱害に

ついてもまた、その復旧を可能ならしめるに至るのである。<sup>(二)</sup>そして、その実現が昭和二十七年の臨時石炭鉱害復旧法にほかならない。それゆえ、この法律の出現は、鉱害賠償における原状回復の原則化を意味するとともに、しかがってまた、前述の担保の供託制度の発展を意味することとなるのである。以下、この法律の責任の分散・担保について、その要点を眺めることとしたい。<sup>(三)</sup>

まず、この法律の目的であるが、以下述べてきたところから、それが一般鉱害についての復旧——原状回復——にあることは当然であろう。<sup>(臨一)</sup>。そして、現行法では主として農地、家屋の安定鉱害を復旧するのである。<sup>(臨二)</sup>。そこで、問題は、右の目的をいかなる方法で実現しているかということであるが、この法律では、鉱害復旧事業団という特殊法人を設置し、原則として、その法人の事業として復旧を行うのである。<sup>(臨三)</sup>。そして、その場合の復旧資金は、これは前述の特別鉱害復旧臨時措置法の構想にならつて、やはり、国庫補助金、関係都道府県補助金、および関係鉱業権者の納付金とによって構成される。ただ、戦争目的達成のための鉱害復旧ではなく、一般の鉱害の復旧を目的とするこの法律のもとでは、特別鉱害復旧臨時措置法とは反対に、むしろ鉱害復旧事業団へ納付する関係鉱業権者の納付金が主体とされるのであって。<sup>(臨四)</sup>、他は復旧のための補助金となるのである。<sup>(臨五)</sup>。そして、関係鉱業権者の納付金は、原則とし復旧すべき物件の対面——金銭賠償——に等しいものと考えることができ。<sup>(臨六)</sup>、また、以上の、それぞれの比率は、ほぼ復旧費の納付金六割、国庫補助金三割、地方補助金一割の、各比率となっている。<sup>(臨七)</sup>。おわりに、この法律による復旧と本来の賠償との関係であるが、復旧するか否かの加害・被害両当事者の選択を前提として、原則として被害物件の効用回復を条件として、その賠償債務、賠償債権は、それぞれ消滅することとなるのである。<sup>(臨八)</sup>。

(一) 拙著「農地の鉱害賠償」五四頁参照。

- (二) 沢村康「福岡県の炭鉱業被害問題概観」四九頁以下。
- (三) 平田慶吉「鉱業法要義」四七七頁。また、旧法も民法の原則を修正して例外的に原状回復を認めている。
- (四) たとえば、ドイツにおける鉱害賠償は原状回復を原則としてゐる (G. W. Heinemann, *Der Bergschaden auf der Grundlage des Preussischen Rechts*, 1954, S. 54f.)。
- (五) 山田・来栖「損害賠償の範囲および方法に関する日独両法の比較研究」(我妻先生還暦記念論文集上)二〇〇頁以下。
- (六) たとえば、我妻栄「事務管理・不当利得・不法行為」(新法学全集)二〇六頁、加藤・前掲書二二〇頁、大連判大正一五年五月二二日民集五卷三八六頁など。
- (七) 加藤・上村・小林・前掲書二二六頁、吉田法晴「新鉱業法概説」一四二頁各参照。
- (八) 通産省官房調査課編「商工行政史」下巻六一〇頁参照。
- (九) 都留大治郎「鉱害の階級構造」(九州大学経済学部創立三十周年記念論文集)三三三頁参照。
- (一〇) この法律については、第七回国会参議院通商産業委員会会議録第七号、同参議院会議録第四七号、同衆議院会議録第四二号、同四七号、および資源庁の特別鉱害復旧臨時措置法案関係資料を各参照。
- (一一) 田中二郎「行政上の損害賠償及び損失補償」一七七頁参照。
- (一二) この法律については、第一三回国会衆議院、参議院各関係会議録、および福岡県鉱害対策協議会編「臨時石炭鉱害復旧法制定までの経過について」一一頁以下参照。
- (一三) ザクセンの鉱害金庫の場合もそうであるが、プロイセン鉱業法の原状回復の場合にも、ならんら国および公共団体の援助はなす (G. H. Wahle, a. a. O. S. 296f., G. W. Heinemann, a. a. O. S. 55f.)。したがって、この法律を石炭資本への補給金法とみる立場もでるわけである (都留・前掲論文四二頁)。また、比率については鉱害復旧事業団資料参照。

#### 四 鉍害賠償法の指向的特徴

一 以上、本稿は、企業損害賠償としての鉍害賠償における責任の分散・担保を取り上げ、原則法である鉍業法上の担保の供託制度の不備、また、その不備を助長せしめる賠償方法における原状回復の原則化の問題、および実質的に原状回復を原則化せしめたところの臨時石炭鉍害復旧措置法における復旧方法、などについて、それぞれ考察を加えてきたわけである。そこで、次には、以上から鉍業法上の担保の供託制度の発展としてとられることとなる臨時石炭鉍害復旧法——以下特別法と呼ぶ——における責任の分散・担保について、その特徴、ないし賠償上の意味が考察されねばならないわけである。しかし、その考察は、これまで述べてきたことから理解されるように、結局、鉍業法上の原則法のほかに、さらに、この特別法によって、秩序づけられるに至った鉍害賠償法自体の責任の分散・担保の特徴、ないし意味、あるいは、それらに示される鉍害賠償法の指向性などを考察することであってみれば、以下には、むしろ後者の観点に立って、問題を取り上げてみたいと思う。

そこで、現在、特別法によって秩序づけられるに至った鉍害賠償法の責任の分散・担保の特徴、ないし意味であるが、それは、ほぼ次のようなものといえることができる。すなわち、前述の特別法における復旧方法からも理解できるように、特別法によって秩序づけられる鉍害賠償法の実質的な機能は、関係加害者の納付金と、国、および、それに準ずる機関としての府県などの補助金とにより鉍害の原状回復をなし、賠償関係の消滅を実現しようとすることである。そこで、このことを責任の分散・担保の点について考えてみると、そこでは、原状回復することを前提として、加害者は、国、および、それに準ずる機関の補助金により、責任の分散、および担保を、それぞれ可能とすることができるのである。そして、このように、つまり、たんに加害企業者のみによってでもなく、また同種損害の危

險を負う企業者同志によってでもなく、厳密には国、ないし、それに準ずる機関による責任の分散・担保ということが、特別法によって秩序づけられるに至った鉦害賠償法の、もっともいちぢるしい特徴点となるのである。

そこで、特別法によって秩序づけられるに至った鉦害賠償法の特徴が以上の点にあるとした場合、そこで問題とされることは、鉦害賠償法の、国、ないし、それに準ずる機関による責任の分散・担保という特徴自体の説明よりも、類似の企業損害賠償に比較して、なぜ、かかる特異な責任の分散・担保が成立せしめられるに至ったかということであろう。しかし、その問題は、これまで検討してきた事柄のなかで、すでに解決されているとも考えられるところであって、結局、鉦害賠償における金銭賠償方法と原状回復方法との矛盾、および、その矛盾に対する立法者の考慮に基づくものといえる。すなわち、鉦害賠償においては、その被害物件の特殊性から損害の填補という点からすれば原状回復方法による賠償がもっとも望ましい。しかし、原状回復方法によることは、前述のように企業者にとつて金銭賠償方法によるよりも過大な支出の負担となるのであって、したがって、そのためにおこるかもしれない企業活動阻害の危険性についての立法者の考慮は、その考慮の是非はともかくとして——たとえば前述のドイツの場合には加害者のみによって原状回復されていた——究局において、かかる特徴をもつ責任の分散・担保を成立せしめるに至るわけである。<sup>(二)</sup>

そこで、以上のような鉦害賠償法における国、および、それに準ずる機関——それは鉦業を許容せしめる社会一般とも置き代えられるところのもの——による責任の分散・担保という特徴、および、さらに、かかる特徴をもつ責任の分散・担保を成立せしめる立法根拠を考察した場合、この責任の分散・担保の賠償上の意味は、したがってまた、かかる責任の分散・担保を内在することにより現実に妥当せしめられることとなる鉦害賠償法は、結局、よって生じた損害の、いわば社会的立場からの賠償ないし復旧を指向しているものといえることができるのである。また、それゆ

え、鉦害賠償は、かくして「企業者の無過失責任は、究局において、文明の進歩に伴い社会に生ずる不可避の損害をいかにして復旧してゆくかという社会的立場から考えらるべき問題となる」という理論の一つの具体化を示していることにもなるわけである。<sup>(二)</sup>

二 しかし、同時に、以上のような鉦害賠償法の指向しつつある点を考察した場合、さらに次のようなことが新たな問題として提起されねばならないであろう。すなわち、以上から、いわば社会的立場からの賠償とも見られる過程に至った鉦害賠償法は、特別法の内容からも理解されるように、一面において、その本来の賠償債務、賠償債権の上に構成される私法的性格を消してしまつて、すでに社会的、ないし公法的特徴を具備するに至つていているということである。したがつて、この社会的、ないし公法的特徴を有するに至つた鉦害賠償法が、具体的には、特別法における納付金債務、復旧請求権などが、本来の賠償債務、賠償債権と、いかに関係づけられ、また、いかに性格づけられるかが問題とされねばならないわけである。<sup>(三)</sup>しかし、この問題の解決については、直接には特別法の、より細部において、たつての検討がなされねばならず、また、さらには、この問題が、企業損害の賠償は、その技術的法律構成の面において、たんに無過失責任という私法的構成の以外に、さらに公法的構成をまつて、その本来の機能をより実現可能ならしめることを示唆しているものでもあつてみれば、制限のある本稿では、とうてい、その全部についての検討は期待できないので、ここでは、この社会的、ないし公法的特徴が、さらに鉦害賠償法の一つの指向的傾向となつていくことだけを指摘するにとどめておきたいと思う。

(一) 第一三回衆議院通商産業委員会臨時石炭鉦害復旧法案についての公聴会会議録、および田中・前掲書一八三頁各参照。

(二) 我妻栄「鉦業法改正案における私法問題」(私法五号)八三頁参照。

(三) 労働災害補償については、すでに菊地教授により、その社会的性格が検討されている。同論文「労働者災害補償の本質」

(法政研究六卷一号)一二〇頁参照。